平成２６年（フ）第１９６号
埼玉県所沢市緑町４丁目46番25号　コーポ古谷103
破産者　矢野　憲保
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９７号
埼玉県所沢市緑町４丁目46番25号　コーポ古谷103
破産者　矢野　正子
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１３号
埼玉県川越市中台３丁目１番地18　２―209号室
破産者　柘植　新平
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５６号
埼玉県富士見市上沢１丁目24番12号　コンフォール105、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目19番６―702号
破産者　大平　竹次
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５７号
埼玉県富士見市上沢１丁目24番12号　コンフォール105、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目19番６―702号
破産者　大平　鈴子
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５９号
埼玉県さいたま市桜区田島３丁目９番18―305号、開始決定時の住所埼玉県所沢市東所沢２丁目47番地の12　シルフィード東所沢305
破産者　上山　和男
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３６９号
埼玉県狭山市入間川１丁目６番６号　104
破産者　原田麻實こと　黄　　淑蘭（ファン　スウ　ラン）
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８号
富山県魚津市寿町７番24号
破産者　矢野漁業こと　矢野　久夫
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第３１号
山梨県大月市猿橋町猿橋571番地
破産者　小林　治三
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
静岡市葵区富沢1542番地の39社会福祉法人駿河会特別養護老人ホーム晃の園、住民票上の住所静岡市駿河区中島2587番地の11　ＪＴＫ101号
破産者　中村　康男
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７８号
神戸市長田区三番町２丁目３番地の96
破産者　鈴木　俊広
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９２号
神戸市中央区中山手通３丁目10番８―203号
破産者　占ローズサロンこと　黒瀬　　恵（旧姓仲間・山本）
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９４号
広島市安佐南区沼田町大字伴8828番地１103号、開始決定時の住所広島市安佐南区伴北７丁目41番23号
破産者　青木　栄治
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９８号
広島市安佐北区深川２丁目17番５―203号
破産者　伊藤　憲治
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９９号
広島市安佐北区深川２丁目17番５―203号
破産者　伊藤　香織
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島929番地３、旧住所徳島県吉野川市鴨島町西麻植字広畑55番地８
破産者　堀北　　勝
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８２号
徳島県徳島市南二軒屋町神成836番地の20
破産者　坂東　孝志
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６５号
青森市大字大野字若宮125番地８　コーポ高橋103号
破産者　鎌田　宏樹
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係